第百九十七条第一項第十一号を次のように改める。

三　次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、当該自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　消音器について改造又は交換を行っていない二輪自動車（側車付二輪自動車に改造を行ったものを含む。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.2.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える二輪自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

ロ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則第6.2.1.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

第百九十七条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

四　次に掲げる騒音防止装置（普通自動車、小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備えるものに限る。）であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前号に掲げる基準に適合するものとする。

イ　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置

ハ　法第75条の３第１項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置

第百九十七条第十一項第六号を次のように改める。

六　自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。次項において同じ。）に備える消音器は加速走行騒音を有効に防止するものであること。

第百九十七条第十一項を次のように改める。

3　自動車に備える消音器は前項第六号の基準に適合するものとして、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一　自動車（側車付二輪自動車（二輪自動車から改造を行ったものを除く。）、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に限る。以下この号において同じ。）　次のいずれかに該当する消音器

イ　次のいずれかの表示がある消音器

(1)　指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器に行う表示

(2)　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の４第１項の特別な表示

(3)　法第75条の３第１項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の４第１項の特別な表示

(4)　別添112「後付消音器の技術基準」に規定する性能等確認済表示

(5)　協定規則第９号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車が備える消音器に表示される特別な表示

(6)　協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示

ロ　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

(1)　公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、別添40「加速走行騒音の測定方法に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが運行の際に明らかである自動車

(2)　外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第９号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである自動車

二　自動車（側車付二輪自動車（二輪自動車から改造を行ったものを除く。）、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下この号において同じ。）　次のいずれかに該当する消音器

イ　次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器

(1)　細目告示第40条第１項第４号又は第５号の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器

(2)　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器

(3)　法第75条の３第１項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器

(4)　別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器

ロ　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

(1)　二輪自動車（側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であって、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである自動車

(2)　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）であって、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則6.2.2.（同規則に規定するフェーズ２に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準に適合することが運行の際に明らかである自動車

(3)　外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第４改訂版補足第３改訂版若しくは協定規則第51号第３改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである自動車

第百五十一条第一項第一号の表中「（三輪以上のもの又は最高速度が50km／h以下のものに限る。）」及び「（三輪以上のもの又は内燃機関以外のものを原動機とするものであって最高速度が50km／h以下のものに限る。）」を削り、同項第一号ロ(1)を削り、同項第一号ロ(2)の表中「（三輪以上のもの又は最高速度が50km／h以下のものに限る。）」及び「（三輪以上のもの又は内燃機関以外のものを原動機とするものであって最高速度が50km／h以下のものに限る。）」を削る。

第百六十七条第一項第一号の表中「（三輪以上のもの又は最高速度が50km／h以下のものに限る。）」及び「（三輪以上のもの又は内燃機関以外のものを原動機とするものであって最高速度が50km／h以下のものに限る。）」を削り、同項第一号ロ及び第四号を次のように改める。

三　新たに運行の用に供しようとする二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.（6.3.及び6.4.を除く。）に限る。）に定める基準に適合する構造であること。